支援教育地域支援整備事業実施要綱

大阪府教育庁

教育振興室支援教育課

１　趣旨

この要綱は、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う支援教育を進めるため、府立支援学校内の支援体制の整備はもとより、府内において、府立支援学校と府内市町村教育委員会その他関係部局や医療・保健・福祉・労働等の関係機関等（以下、「関係機関等」という。）が連携し、地域支援リーディングスタッフ（以下、「ＬＳ」という。）等を活用して府立支援学校がセンター的機能を発揮し、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校（以下、「小・中学校等」という。）の教職員や幼児・児童・生徒の支援教育に関するニーズに応じた適切な指導・助言、支援を行うために、必要な事項を定める。

２　定義

　　府立支援学校のセンター的機能とは、学校教育法第74条及び学習指導要領等に基づき、府立支援学校が地域における支援教育に係る中核的な機関としての役割を果たすとともに、自立活動の知見や支援教育における専門性を発揮し、小・中学校等の支援教育における取組みを支援することである。

　　府立支援学校は、小・中学校等に対するセンター的機能を発揮するうえで、支援を要する幼児・児童・生徒の支援にとどまらず、小・中学校等が学校園全体で支援教育を推進し、誰もが安心して学ぶことのできる校園内体制づくりを支援することにより「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。

　　府立支援学校は、校長・准校長のリーダーシップのもと、日々の教育内容を蓄積・共有する等、専門性を向上させるとともに、自校の関係部署が連携し、組織的に支援に取り組むことにより、地域の支援教育の推進役を果たす。

３　事業の実施

（１）府立支援学校における地域支援体制の推進

①　府立支援学校は、センター的機能を発揮するため、市町村教育委員会、小・中学校等からの要請に

応じて以下のような活動を行う。

ア　訪問相談（学校訪問型・地区拠点校訪問型）や来校相談及びオンライン相談等

イ　合同相談会の企画や協力

ウ　障がい理解推進、校内委員会等の体制づくりへの助言

エ　個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用等に向けた助言

オ　関係機関等との連携・協力体制の構築

カ　市町村教育委員会や小・中学校等が主催する研修会等への研修講師の派遣

キ　自立活動等における指導実践の公開、教材・教具に関する情報提供及び貸し出し等

ク　キャリア教育・就労支援に係る指導

ケ　その他、上記に類するもの

　②　各府立支援学校にあっては、地域の実情・ニーズをふまえ、市町村教育委員会が指名する支援教育担当指導主事、小・中学校等の支援学級担任・通級指導教室担当者等からなる「市町村リーディングチーム」等との連携を充実させるとともに、支援教育に関する相談・支援等を円滑に実施する。

（２）ＬＳの任命

府立支援学校長は、センター的機能を担うＬＳを任命する。

（３）ＬＳの活用

府立支援学校長は、センター的機能による小・中学校等における校内支援体制構築等のためにＬＳを活用する。

（４）リーディングスタッフ実践協議会等の設置

大阪府教育庁は、センター的機能のさらなる発揮を図るため、年３回程度、リーディングスタッフ

実践協議会を開催する。

（５）リーディングスタッフ実践協議会作業部会の設置

大阪府教育庁は、必要に応じてリーディングスタッフ実践協議会作業部会を設置することができる。　構成員は、府立支援学校長・准校長の推薦のあったＬＳとする。

（６）地域ブロック等の連携体制

①地域ブロック

大阪府教育庁は、府内を別表のとおり、地域ブロックに分割し、各地域ブロック内にある府立支援

学校と小・中学校等を各地域ブロックの所属校として指定する。

②広域支援グループ

ブロックを超えて府内の小・中学校等を支援する府立の視覚支援学校、聴覚支援学校、病弱支援学

校を広域支援グループとして指定する。加えて府内の高等学校等を支援する、職業学科を設置する府

立高等支援学校を職業学科高等支援グループとして指定する。

　③ＬＳの活動範囲

ＬＳの活動範囲は、所属ブロック内を原則とするが、相談内容に応じて各ブロック間を超えた連携を行う場合等はその限りではない。

　別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ブロック | 支援学校 | 小・中学校等 | |
| 豊能ブロック | 豊中支援学校、箕面支援学校、中津支援学校 | 豊中市、池田市、箕面市、能勢町、豊能町に立地する小・中学校等 | |
| 三島ブロック | 高槻支援学校、吹田支援学校、摂津支援学校、茨木支援学校 | 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町に立地する小・中学校等 | |
| 北河内ブロック | 寝屋川支援学校、守口支援学校、枚方支援学校、交野支援学校、交野支援学校四條畷校 | 守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市に立地する小・中学校等 | |
| 中河内ブロック | 八尾支援学校、東大阪支援学校 | 東大阪市、八尾市、柏原市に立地する小・中学校等 | |
| 南河内ブロック | 富田林支援学校、西浦支援学校、藤井寺支援学校 | 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村に立地する小・中学校等 | |
| 泉北ブロック | 和泉支援学校、泉北高等支援学校、堺支援学校、堺支援学校大手前分校 | 泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町に立地する小・中学校等 | |
| 泉南ブロック | 佐野支援学校、泉南支援学校、岸和田支援学校 | 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町に立地する小・中学校等 | |
| 大阪市北東ブロック  （第１ブロック） | 思斉支援学校、東淀川支援学校、光陽支援学校 | 【知的障がい校】  都島区、旭区、城東区（寝屋川以北）、鶴見区（寝屋川以北）、淀川区、東淀川区に立地する小・中学校等 | 【肢体不自由校】  北区（天神橋筋以東）、都島区、中央区（堺筋以東）、天王寺区（千日前通り以北）、東淀川区、東成区、旭区、城東区、鶴見区に立地する小・中学校等 |
| 大阪市北西ブロック  （第２ブロック） | 難波支援学校、西淀川支援学校、出来島支援学校 | 【知的障がい校】  北区、福島区、此花区、西淀川区、中央区、西区、港区、大正区、浪速区、西成区に立地する小・中学校等 | 【肢体不自由校】  北区（天神橋筋以西）、福島区、此花区、中央区（堺筋以西）、西区、港区、大正区、西淀川区、淀川区、住之江区（南港大橋以北）に立地する小・中学校等 |
| 大阪市南東ブロック  （第３ブロック） | 生野支援学校、平野支援学校 | 【知的障がい校】  天王寺区、東成区、生野区、城東区(寝屋川以南)、鶴見区(寝屋川以南)、平野区(国道25号線以北)に立地する小・中学校等 | 【肢体不自由校】  天王寺区（千日前通り以南）、生野区、阿倍野区、東住吉区（地下鉄玉出―平野を東西に結ぶ線　以北）、平野区に立地する小・中学校等 |
| 大阪市南西ブロック  （第４ブロック） | 住之江支援学校、東住吉支援学校 | 【知的障がい校】  阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区(国道25号線以南)に立地する小・中学校等 | 【肢体不自由校】  浪速区、住之江区（南港大橋以南）、住吉区、東住吉区（地下鉄玉出―平野を東西に結ぶ線　以南）、西成区に立地する小・中学校等 |
| 広域支援グループ | 大阪南視覚支援学校、大阪北視覚支援学校、生野聴覚支援学校、堺聴覚支援学校、だいせん聴覚高等支援学校、中央聴覚支援学校、光陽支援学校、刀根山支援学校、羽曳野支援学校 |  | |
| 職業学科高等支援  グループ | たまがわ高等支援学校、とりかい高等支援学校、すながわ高等支援学校、むらの高等支援学校、なにわ高等支援学校 |  | |

④地域ブロック内の連携体制構築

府立支援学校及び市町村教育委員会は連携して、各ブロック内の地域支援体制の充実を図る。

高等学校への支援については、高等学校支援教育力充実事業における支援教育サポート校と積極的

な連携を図り、地域ブロック割に基づき、支援学校・高等支援学校が行う。

⑤地域ブロック推進校の指定

各地域ブロック内の相互連携と情報共有をすすめ、地域支援体制を充実させるため、各地域ブロック内の府立支援学校を推進校として指定する。推進校は、ＬＳ、市町村教育委員会、市町村リーディングチームの代表により組織される地域ブロック会議を運営する。

⑥地域ブロック会議

　　　地域ブロック会議において、地域ブロック内の連絡調整、支援事例の検討、公開講座等の企画、個別の教育支援計画作成・活用等の協議、地域における支援体制の充実のための課題解決に向けた取組み等を行う。

⑦広域支援グループとの連携体制構築及び支援要請

府立支援学校及び市町村教育委員会は、必要に応じて広域支援グループと連携し、視覚障がい、聴

覚障がい、病弱に関する相談・支援を実施する。

　　　高等学校への支援については、高等学校支援教育力充実事業における支援教育サポート校と積極的な連携を図り、地域ブロック割に基づき、支援学校・高等支援学校が行う。

⑧広域支援グループ幹事校の指定

広域支援グループ内の相互連携と情報共有をすすめ、地域支援体制を充実させるため、グループ内の府立支援学校を幹事校として指定する。幹事校はグループ所属の支援学校を招集し、広域支援グループ連絡会を運営する。

⑨職業学科高等支援グループとの連携体制及び支援要請

府立支援学校は、必要に応じて職業学科高等支援グループと連携する。

高等学校への支援については、高等学校支援教育力充実事業における支援教育サポート校と積極的

な連携を図り、地域ブロック割に基づき、支援学校・高等支援学校が行う。

⑩職業学科高等支援グループ幹事校の指定

職業学科高等支援グループ内の相互連携と情報共有をすすめ、地域支援体制を充実させるため、グループ内の職業学科を設置する府立高等支援学校を幹事校として指定する。幹事校はグループ所属の支援学校を招集し、職業学科高等支援グループ連絡会を運営する。

⑪地域ブロック推進校・広域支援グループ幹事校及び職業学科高等支援グループ幹事校連絡会の開催

大阪府教育庁は、必要に応じて地域ブロック推進校、広域支援グループ幹事校及び職業学科高等支援グループ幹事校による「地域ブロック幹事校・広域支援及び職業学科高等支援グループ幹事校連絡会」を開催する。

＊市町村における支援教育の推進

文部科学省初等中等教育局長通知（平成19年４月１日付け19文科初第125号）において、「各学校の支援体制の整備を促進するため、『専門家チーム』の設置や巡回相談の実施については可能な限り行うこと」としていることを踏まえ、市町村教育委員会は、市町村の支援教育推進の中核となる複数の教員を指名し、市町村リーディングチーム等を組織する。以下に、市町村における活用例を示す。

（ア）市町村内の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校の教職員への相談・支援

（イ）個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用に向けた助言

（ウ）市町村関係部局や保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校が主催する研修会への参加

（エ）地域ブロック幹事校が運営する会議への参加

（オ）専門性の向上にむけた協議会・研修への参加

（カ）その他、市町村教育委員会が必要と認めた支援

市町村においては、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校の校園内の支援体制の整備だけでなく、地域における相談・支援が適切に実施できるよう府立支援学校等のセンター的機能を活用する等、協働して地域ブロック体制整備を推進する。

（７）その他の事業・他団体との連携

①大阪府支援教育研究会との連携

府立支援学校及び市町村教育委員会は、大阪府支援教育研究会と連携し、必要に応じて各地域ブロ

ック及び広域支援グループ・職業学科高等支援グループに対し、研究・研修を実施する。

②大阪府発達障がい者支援センターとの連携

府立支援学校及び市町村教育委員会は、大阪府発達障がい者支援センターと連携し、各地域ブロック及び広域支援グループ・職業学科高等支援グループに対し、研究・研修を実施する。

４　事業活動計画・事業報告等

（１）府立支援学校は、本事業に係るセンター的機能体制表、上半期及び下半期事業活動報告書を大阪府教育庁教育振興室支援教育課に提出するものとする。

（２）市町村教育委員会は、市町村リーディングチーム構成一覧と市町村リーディングチーム活用実施計画書及び活動実施報告書を大阪府教育庁教育振興室支援教育課支援学級グループに提出するものとする。

（３）大阪府教育庁教育振興室支援教育課長は、必要に応じ、本事業の実施状況等について調査を行うことができるものとする。

５　事業に関する経費等

大阪府教育庁は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費を支出する。

６　事務局

本事業の事務局は、大阪府教育庁に置く。

７　その他

（１）リーディングスタッフ実践協議会の詳細については、別途定める。

（２）ＬＳが実施する小・中学校等への支援の要請の手続き等の詳細については別途定める。

（３）ＬＳの活動保障に係る非常勤講師の任用に関しては、各年度当初の府立学校教職員人事事務処理要領に基づき行うものとする。

附　　則

この要項は、平成18年４月１日から施行する。

附　　則

この要項は、平成19年４月１日から施行する。

附　　則

この要項は、平成20年４月１日から施行する。

附　　則

この要項は、平成21年４月１日から施行する。

附　　則

この要項は、平成22年４月１日から施行する。

附　　則

この要項は、平成23年４月１日から施行する。

附　　則

この要項は、平成24年４月１日から施行する。

附　　則

この要項は、平成25年４月１日から施行する。

附　　則

この要項は、平成27年４月１日から施行する。

附　　則

この要項は、平成28年４月１日から施行する。

附　　則

この要項は、平成29年４月１日から施行する。

附　　則

この要項は、平成30年４月１日から施行する。

附　　則

この要項は、令和２年４月１日から施行する。

附　　則

この要項は、令和３年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。